

若越郷土研究

26ノ1

脇本庄

小泉 義博

(一) 現南条町脇本には、中世に脇本庄なる庄園が所在し、その関係史料がわずかに数点ながら今に残されている。そこで以下にそれらの史料を紹介しつつ、若干の分析を加えておきたいと思う。

まず初めに、脇本をその中心的な故地とする脇本庄の庄域が、どの程度にまで及んでいたかを見てみよう。慶長年間(一五九六—一六五)に作成されたと覚しき「越前国絵図」を見てみると、

小泉 脇本庄

〔第1表〕

越前国絵図 (慶長年間)	越前国知行高之帳 (正保3年)
(石) 脇本五ヶ村 2740.68 (2704.68カ)	(石) 脇本村 747.75 清水村 420.83 東谷村 500.57 西大道村 503.45 東大道村 532.08 計 2704.68

脇本五ヶ村 高式千七百四拾石六斗八升^①

とあって、脇本を中心とする五ヶ村が、戦国末〜江戸初期においては相互に密接な関係をもっていたことが知られ、恐らくはこの五ヶ村が、かつての脇本庄を構成した(少なくともその中心的位置を占めた)村落なのであろう。次にこの石高を、正保三(一六四六)年作成の「越前国知行高之帳」^②に見える村落の石高と対比してみると、第一表に示したように、脇

本・清水・東谷・西大道・東大道の五ヶ村の合計石高とごく近似していることが知られる^③。もし「越前国絵図」に見える「拾」の一字を誤記であったと考えるならば、この両者の数値は全く一致するのである。よって「脇本五ヶ村」とは、脇本・清水・東谷・西大道・東大道の五ヶ村に相当すると結論してよいであろう。そしてこの五ヶ村によって、かつての脇本庄は構成されていたと思われるのである。

次に、この脇本庄の位置に関して注意を払っておきたいのは、北陸道の往還が当庄内を走っていたという点である。村落名に見える「大道」とはこの北陸道にほかならず、また「尋憲記」^④にも

式百五十文^(新道)しんたうより脇本まで

とあって、脇本が北陸道の旅行者にとつては一つの中継点であったことが知られるのである。恐らくは旅宿なども発達していたことであろう。さらにまた、南北朝初期の越前国内における南北両党の合戦において、脇本が、鯖波・柚山・大塩などと共にその舞台となっているのも、

こうした交通上の要地という性格をもっていたからなのであろう。このように、脇本庄が交通の便の極めてよい位置に立地し、かつ殷賑であつたであらうことは、当庄の領有者にとつて重要な意味をもつていたに相違なく、また当庄内に所在する熊野神社（清水字宮ヶ谷所在）ならびに妙泰寺（西大道字大谷所在、日蓮宗）の創建に際しても、なんらかの作用を及ぼしたと想像されるのである。

- 注1 「越前国絵図」（杉原丈夫・松原信之氏編『越前若狭地誌叢書』上巻）。
- 2 福井県立図書館松平文庫所蔵。
- 3 笠松重雄氏「松平文庫越前国絵図の研究」（『若越郷土研究』第一六卷五・六号、第一七卷二・三号）。
- 4 「尋憲記」元龜四年正月二十七日条（『大日本史料』第一〇編之一〇）。
- 5 「得江文書」曆応四年七月日得江頼員軍忠状（『大日本史料』第六編之六）。

(二) 脇本庄の史料上の初見は、年月日未詳の宣陽門院所領目録においてであらうと

思われる。この目録は後欠と覚しく作成時日が不明なのであるが、史料中の記事から貞応三（一二二四）年以後のものであることは明らかであり、また下限としては宣陽門院没年の建長四（一二五二）年を考えることができるから、要するに鎌倉前期の十三世紀前半の作成にかかるものと見えよう。この目録中に次のように記されている。

一被充御祈願所御領
河内国富田庄 加賀国北白江庄
近江国兵主社 武蔵国賀勢庄
越前国脇本庄 紀伊国切目庄
筑後国広川庄 因幡国宇倍庄
和泉国後一条院勅旨田
撰津国服部御領
安芸国生口北庄 撰津国今南庄
一御祈願所
竹林寺 真如院
已上待賢門院御時寄進之^①

この史料から知られるのは次のようなことである。

①脇本庄はかつて待賢門院の領有する庄

園であつた。待賢門院とは、藤原公実の娘として康和五（一一〇三）年に生まれた璋子のことで、鳥羽天皇の妃となつて崇徳・後白河天皇を生み、久安元（一一四五）年に死去した人物である^②。もしかすると、この待賢門院の時代に脇本庄は立庄されたのかもしれない。

②その後、待賢門院は、甲条に見えるごとくに脇本庄など十二ヶ所の所領を御祈願所御領として寄進した。この御祈願所が乙条に見える竹林寺・真如院なのであるが、脇本庄がこのいずれに属したかは未詳である。しかしながら、この寄進によつて所領の管領が全面的に祈願所に移行したとは考えにくく、恐らくはその後も実質的な所領管領は待賢門院が本所職として執り行なっていたであらう。

③ついで右目録作成の十三世紀前半期に至ると、脇本庄など祈願所領は宣陽門院の管領するところとなる。宣陽門院とは、後白河天皇と高階栄子との間に養和元（一一八一）年に生まれた娘観子内親王のことで、彼女は上西門院統子内親王から

法金剛院領を継承し、さらに後白河天皇からは長講堂領を委ねられており、これらに合せて脇本庄などの祈願所領も宣陽門院の管領に属することとなったものと思われる。恐らく脇本庄は、待賢門院のあと、上西門院―宣陽門院と伝領されたのであろう。

ついで鎌倉末期の元亨二(一三二二)年十二月になると、『花園天皇宸記』に次のような記事が見られる。

近日政道帰淳素。君已為聖王、臣又多人歎。而熊野社領脇本庄者、法金剛院領也。仍院御方有御管領、當時禎覺妻所知行也。而以綸旨被付訴人資朝朝臣妻。此事御問答之處、御領之由不被知食之由被申。而以所見重被申之處、無分明御返事。此一事已似乱政。未知所由、以此一事察之。有所闕歟。此君猶如此、況他庸主哉。尤可歎息也。

この記事の限目は、元亨元(一三二二)年から開始された後醍醐天皇の親政を「似乱政」と批判する点にあるのであって、

小泉 脇本庄

「院御方」―後伏見上皇(持明院統)に よって管領されていた法金剛院領内の脇本庄に対し、後醍醐天皇(大覚寺統)が 綸旨を発してその知行を日野資朝妻に給与するという事態が生じたため、後伏見上皇は当庄が法金剛院領に属するものであることを急ぎ申し入れたが、後醍醐天皇からはかかる領有関係について知らなかったという返答があるだけであったので、重ねて所見をもって申し入れたところ、今度は分明なる返事がなかったとい うのである。この記事から知られることは、これまで持明院統の管領する所領に 対して大覚寺統は関与しない(逆の場合も同じ)という原則があったにもかかわらず、親政を開始した後醍醐天皇はこの ような慣習を積極的に打破し、他皇統―本所の所領も一律に天皇の支配下に置かれるべきだということを主張しようとしているといふことである。

①脇本庄は法金剛院領に属し、後伏見上皇が本所職としてこれを管領している。法金剛院というのは、大治五(一一三〇)年に待賢門院によって再興(もと天安寺と称す)された寺院で、のち御室覚性法親王に譲られたところから「仁和寺法金剛院」とも称されたものごとくである。この法金剛院に属する所領群の大部分は、待賢門院から上西門院へ、ついで宣陽門院へと伝領されており、先に一部を引用した宣陽門院所領目録で「新御領自上西門院被進之」として記載される三五ヶ所の所領が、この法金剛院領にあたることは明らかである。しかるにこの目録においては、脇本庄はまだ法金剛院領に属さず「御祈願所御領」となっていたのであるから、かつて祈願所(竹林寺または真如院)の所領であった脇本庄は、目録作成以後に宣陽門院の手によって(もしくは宣陽門院の死後に)法金剛院領と定められたのである。その後、法金剛院領は、長講堂領と同様に、後深草天皇―伏見上皇―後伏見上皇というように持明院統に伝領さ

れていき、この後伏見上皇の管領下にある元亨二年に、右掲史料に見えたごとくに、大覚寺統後醍醐天皇による本所職関与の事件が生じたのである。

②「熊野社領脇本庄」と記されているのは、熊野社が領家職を有したという意味であろう。この熊野社がいつから脇本庄に關係するようになったかは残念ながら未詳であるが、先引の宣陽門院所領目録に脇本庄と並んで名の見えた筑後国広川庄の場合を参考のために見てみると、広川庄は天承元(一一三二)年に立庄され、待賢門院の管領するところであったが、保延四(一一三八)年に至って熊野社に領家職が寄進されたということが知られる。

もしこの広川庄と同様の事情が脇本庄についても想定しうるとするならば(その可能性は高いと思われる)、脇本庄は、待賢門院の管領下にあつた十二世紀前半期において既に熊野社から領家職としての関与を受けていたと言えるであろう。そして、もしそうであれば、多くの庄園で通例として見られるごとくに、当庄にお

いても熊野社の分社を在地に勧請することとなつたであろうから、現在清水宇宮ヶ谷に所在する熊野神社は、十二世紀前半期に早くも当地に勧請されることになつたと考えてさしつかえないのではあるまいか。

③記事中では、脇本庄を知行するについて禎覚妻と日野資朝妻との間で争論の生じていることが記されているが、これは当庄の預所職をめぐる争いであろうと思われ。この争論の結着がどうつけられたかは未詳ながら、後醍醐天皇の治政下においては、日野資朝妻の方が有利であつたであろうことは容易に想像のつくところである。なおこの記事においては、預所職の給与について領家職熊野社がほとんど関与することなく、本所職によつてこれが左右されている点に注意を払つておきたいと思う。

さて、右の記事からさらに約三〇年降つた文和五(一一三五)年に至ると、「京都御所東山御文庫記録」には脇本庄に関する次のような史料がある。

越前脇本庄一方ハ、熊野依有其便寄、常住院知行、今一方彼是知行當時坊門局敷。是ハ尋常地也。当時当国事従事也。⑩

この史料は、文和五年三月十一日に広義門院の御前に祇候した某人が、広義門院から長講堂領・法金剛院領などの諸所領の来歴に関して種々拝聴し、それを退出後に書きまとめた記録であるが、これによると次のようなことが知られる。

①脇本庄は法金剛院領に属し、本所職としてこれを管領したのは広義門院である。広義門院とは、正応四(一一九一)年に西園寺公衡の娘として生まれた寧子のこゝとで、後伏見天皇の妃となつて光厳・光明天皇を生み、延文二(一一三五)年に死去した人物である。先に、法金剛院領は十三世紀初期に後伏見上皇(持明院統)によつて管領されていたことを述べたが、その後、同院領は光厳上皇―広義門院と伝領されて行き、この広義門院管領下の状況が右の史料に見られるのである。なおここでついでに法金剛院領のその後の伝領關係を述べておくと、広義門院から

崇光上皇ついで後小松天皇へと伝えられ、この段階で南北両皇統が統一され、後花園天皇以下の天皇に伝領されていくことになるのである。

②脇本庄の領家職については、右の記録は二通りの解釈ができるように思われる。そのひとつは、一方知行の熊野社常住院ともう一方知行の坊門局なる人物とを、ともに領家職と見る考え方、すなわち領家職の二分割が行なわれているという解釈である。いまひとつは、この記録が後刻の記述である点を踏まえてその信頼度を低く考え、熊野社常住院が領家職、坊門局が預所職と見る解釈である。いずれの見方が妥当であるかは直ちには決し難いが、前掲の『花園天皇宸記』の記事を踏まえるならば、後者の考え方が、つまり領家職＝熊野社常住院・預所職＝坊門局と考えた方がよさそうに思われる。

③「当国事従事」とあるのは、広義門院が越前国を御分国として領有したということなのではなからうか。しかし越前国の国衙領支配については今のところほと

んど史料が得られないので、ここでは一応このように想像するだけにとどめておく。なお「尋常地」というのは、領有関係に押領などの混乱が生じていない庄園という意味と思われる。

以上の検討によつて、平安末～南北朝期の脇本庄について、わずかながらも明らかにしえたと思うが、しかしこれに続くべき室町期の状況については、史料が得られないために全く未詳と言わざるを得ない。そして次に扱見に及ぶものは、はるかに降った十六世紀中期の次のような史料である。

一長生軒後家千女申状天文三十五

右子細者、加州河北郡内若子村山里・笠野村一円、并越前国脇本庄等事、長生軒従小河坊城家買得相伝、当知行無相違地也。殊子共在

之間、弥可全領知之由、被成下御下知者、忝可存者也。仍言上如件。

天文九年十一月 日

於雜訴方天文九十九御下知一通在之。

光俊
貞兼

この史料は、長生軒の後家千女が相領の知行を安堵してくれるようにと、天文九（一五四〇）年十一月に室町幕府の政所に提訴した申状の写しであつて、政所はこれを翌十（一五四一）年三月十五日に正式に受理し、諏訪晴長がこの訴訟の担当奉行人となつて審議（＝政所沙汰）が行なわれたのであつた。その申状によれば次のようなことが知られる。

①脇本庄や加賀国若子村・笠野村などは、以前は小河坊城家が知行していたが、その後長生軒がこれを買得して今に相伝している。この売買譲渡された知行の権利は、前述来の領有関係を踏まえて考えれば預所職と思われ、本所職＝法金剛院・領家職＝熊野社という関係はこの段階に至つても恐らくは変化していなかつたであらう。

②長生軒による脇本庄などの知行も、しかし天文九年に至つて動搖を来たす。恐らくは長生軒当主の死去という事態の変化がその契機になつたものと思われ、もしかすると当主が残した債務の返済を求

めて、所領知行を競望する者が現われたのかも知れない。しかし後家千女にとつては、「殊子共在之」という事情でもあるので、これら所領の知行を放棄すること

はとうていできず、そこで知行安堵の下の知を求めて幕府政所に提訴するに至ったのである。残念ながらこの申状に対して政所がいかなる裁決を下したかは不明であるが、恐らくは後家千女の申請通りに安堵状が発給されたことであろう。

ところで、右の史料中に「当知行無相違」という表現が見える点について考えてみると、これは脇本庄などの所領から本年貢等の負担物が遅滞なく上納されているという意味であろう。大名朝倉氏が既に強固な領国支配を展開している戦国後期の越前国では、長生軒自身ないはその代官が在地に下向して脇本庄を直務支配することなどとうてい不可能な状況にあったものと思われ、朝倉氏被官人たる脇本庄の在地領主（形式的には地頭職ないしは下司職を持つ）から、直接に、あるいは朝倉氏の手を経由して、諸負担

物を受領するという事態を指して、ここでは「当知行」と表現されているのであろう。

その後まもなくして、天正元（一五七三）年に朝倉氏は織田信長によって滅ぼされ、ついで一向一揆が蜂起して越前国は「一揆持」体制となる。この越前国を信長が再び制圧するのは天正三（一五七五）年八月に至ってのことであるが、この時点で脇本庄に関しては次のような史料が残されている。

今度於其表被抽忠節候由、神妙。然而本知分、并脇本・杣山庄・平葺・西谷庄・畑・小野谷等事、一職宛行候了。別而可竭粉骨之儀、專一候也。仍状如件。

天正參

八月六日

織田三良殿^⑤

信長（朱印）

これによると、天正三年八月六日に織田信長は織田三郎なる人物に対して、「其表」における忠節を褒賞するために、本知分安堵に加えて、脇本庄以下六ヶ所の

所領を新知分として新たに「一職」に宛行っていることが知られる。

ところで、信長による越前一向一揆制圧のための本格的な進攻が開始されるのは、同年八月十二日からのことであって、右掲史料の八月六日の時点では、信長の勢力はまだ木芽峠以南の敦賀郡にまでしか及んでいない状況であった。だから「其表」における織田三郎の忠節というのは、木芽峠近辺における一揆勢との合戦を指しているであろう。また、新知分として宛行われている脇本庄などの所領は、いずれも木芽峠以北に所在して一揆勢の制圧下にあつたであろうから、この時点で織田三郎がこれらの所領を宛行われたといつても、その知行が直ちに可能な状態であつたわけではないのである。つまり信長は、これから制圧すべき地域における所領給与をあらかじめ約束したというのであつて、織田三郎の今後の「粉骨」こそがここで最も期待されているのである。

ところで、ここに新知分として見えて

いる脇本庄以下六ヶ所の所領の来歴を考
えてみると、そこには一つの共通点が見
い出せそうである。脇本庄は、これまで
の検討で既に明らかのように法金剛院領
で、本所職は禁裏（天皇・上皇あるいは
女院）に属し、領家職は熊野社で、預所
職としてその知行にかかわったのは公家
であった。柚山庄も、安貞二（一二二八）
年に七条院殖子から修明門院重子に伝領
されているところから禁裏領であること
が知られ、その知行は九条家や中御門家
などの公家が行なっている。西谷庄と小
野谷庄についても同様に禁裏領に属する
ことが知られるのであつて、安樂寿院領
として談天門院忠子が本所職を管領して
いる史料が残されている。残る平葺・畑
については残念ながら未詳であるが、以
上の四ヶ所の所領と同様に禁裏領と考
えて恐らくは誤りあるまい。とすると、右
の知行宛行状で信長が織田三郎に一職に
給与していた所領は、いずれも本所職が
禁裏に属し、その知行には主として公家
が関与するという共通性が見い出せるの

である。
しかるに、そもそも一職というのは、
各所領における本所職・領家職・預所職・
地頭職などの職の重層的な権利関係を破
棄して、単一の領有権を新たに設定する
という意味であるが、こうした職の体系
の破棄を信長がここで行なっていること
について、その権限が単に彼の武力に由
来するだけ考えるのでは不十分と思わ
れるのであつて、信長は、かかる処置を
行ないうるだけの権限を、かつての諸職
の領有者（つまり禁裏とそれに連なる公
家）より委譲されていたからと考えるべ
きのではなからうか。むしろその委譲
が平和裡に行なわれたとばかりは言えず、
むしろ武力的威圧を背景にした奪取とい
うのが、その実態ではあつたであらう。
いずれにもせよ、これら所領の一職宛行
の前提には、禁裏から信長への諸職領有
権の委譲があつたと想定したのである。
最後に在地で残る地頭職領有者について
は、これを持つ在地領主（旧朝倉氏被官
人もしくは一向一揆衆）を實力で排除す

ればよいのであり、こうしてこそ初めて
所領の一職知行が実現されるのである。

- 注1 「島田文書」年月日未詳宣陽門院所領目録（鎌倉遺文「第三二七四号」）。
- 2 「女院記」（『群書類従』第二九輯）。
- 3 奥野高広氏「法金剛院領」（『日本歴史大辞典』第一六卷）。
- 4 中村直勝氏「日本文化史（南北朝時代）第二章」（『中村直勝著作集』第二卷）。
- 5 「花園天皇宸記」元亨二年十二月二十五日条（『増補史料大成』第三卷）。
- 6 飯倉晴武氏「後醍醐天皇と繪旨」（『豊田武博士古稀記念会編』日本中世の政治と文化）。
- 7 「仁和寺文書」正平六年十一月日仁和寺申状案（清水正健氏編『莊園志料』丹波国主殿保項）。
- 8 奥野氏前注3解説。
- 9 前注1史料。
- 10 「坂東寺旧記」元弘四年二月九日社役注進状（『莊園志料』筑後国広川庄項）。
- 11 「京都御所東山御文庫記録」宸翰掛引継第三五号（『大日本史料』第六編之二〇）。
- 12 前注2史料。
- 13 「別本賦引付」四第六八項（桑山浩然氏校訂『室町幕府引付史料集成』上巻一、日

小泉 脇本庄

- 本史料選書』第二〇巻)。
 14 『信長公記』(奥野高広・岩沢憲彦氏校注)、『角川文庫』)。
 15 「水島家所蔵文書」(『織田町史』 図版)。
 16 「東寺百合文書」は、安貞二年八月五日七条院処分目録案(『鎌倉遺文』 第三七七一号)。
 17 『九条家文書』 第一八六〇号、正和五年七月二十七日一音院院主置文并院領目録(『図書寮叢刊』)。
 18 『宣胤卿記』 文龜二年二月十日条(『増補史料大成』 第四五巻)。
 19 「竹内文平氏所蔵文書」 嘉元四年六月十二日永嘉門院使申状并御領目録(『神奈川県史』 史料編古代中世二)、『龜山院御凶事記』(『改定史籍集覽』 第二四冊)。

(三)

次に脇本庄の宗教的環境について簡単に触れておきたいと思う。ひとつは熊野神社について、いまひとつは妙泰寺についてである。

清水字宮ヶ谷に所在する熊野神社の創建の時日については必ずしも判然としな

ているとするならば、それは十二世紀前半期にまで遡りうるであろう。すなわち、十二世紀前半期の待賢門院の時代に脇本庄は立庄されたものと想像され(少なくとも待賢門院が当庄を管領したことは明らか)、まもなく当庄の領家職が熊野社に寄進されるに至って、その分社が当庄に勧請されることになったものと思われるのである。この分社勧請にあたっては、

当庄内を北陸道往還が貫通していることもあって、そこを往来したであろう熊野山修験者の働きが大きく作用したに違いない。当神社の立地場所が、往還に向けて山麓線が大きく突出した先端部で、往還より当神社が容易に見通せる位置とな

っていることは、その一つのあらわれであらう。この熊野神社に関する史料としては、十五世紀後期に属するものであるが、「大谷寺文書」に次のような記録が残されている。

一入峰之事、大師尊師ヨリ以来、役ニカフ優婆塞ノ学行儀、昼夜七十五日之

間、行儀法則今ニ無怠退。然ニ南ハ正月晦日ニ入峰アルヘシ。一宿ハ脇本熊野ノ宮。北ハ正月、大ノ月ハ廿九日、小ノ月ハ廿八日ニ可有入峰。二宿ハ山無ノ阿弥陀仏也。然ニ彼寺ノ衆僧ヲ峰衆トシテモテナスナリ。種子ハ時ノタシナミニヨルヘシ。

この史料は、仲藏房永澄なる大谷寺々僧が文明十(一四七八)年に書きまとめた大谷寺の年中行事に関する記録の一節であるが、それによると、修験者が越知山に入峰して七五日の修行を行なうにあり、南方から入峰する者はまず「脇本熊野ノ宮」に一宿し、翌正月晦日(大の月)は三〇日、小の月は二九日)に入峰する、また北方から入峰する者はまず「山無ノ阿弥陀仏」に一宿し、晦日の前日に入峰すべしとされている。この史料から知られるように、脇本庄の熊野神社は、越知山の修験者にとって、その修行に励むべき聖域の南端に位置すると認識されていたのであり、修験者達は当神社に一

宿すること、潔齋を遂げ、苛酷な修行にはいつていったのである。このように、熊野神社が修行域の境界点のひとつになつてきたことの理由としては、まずひとつには越知山からの距離的位置が適切であつたということがあげられるであろうが、いまひとつには、やはり当神社が北陸道の往還に近接して所在しているという点が考えられねばならないと思われる。さて次にとりあげるべきは妙泰寺についてである。

越前脇本妙泰寺第二代妙文上人伝
 師名妙文、滝谷乗上俗弟也。初為越之中州羽都丹生八幡宮社僧；(中略)
 ；師者侍像尊。到于越前脇本、像尊偏相一勝地、留師造寺。師虔承命、幹事振力、不幾寺成矣。崇像尊者為開山祖、自居第二代住。今之妙泰寺是也。後又於同郡今宿村、手創光明山妙勸寺。；(中略)；延文三年戊戌三月三日化矣。寿八十四。於後広野亦為寺。今之妙文寺是也。
 右は、日蓮宗妙泰寺の第二代住持妙文

小泉 脇本庄

に關する所伝であるが、これによると、妙文は日像に近侍してその教化活動に随行し、たまたま脇本庄に立ち至つてその「勝地」に妙泰寺を建立することとし、これの完成の後には開山の祖として日像を据え、みずからは第二代の住持になつたといふのである。妙泰寺の縁起によれば、それは永仁二(一一九四)年のことであつたとされており、その際に小泉氏なる在地領主が協力したと見えている。その後、妙文は、この近辺で広く布教活動を行ない、今宿に妙勸寺を建て、広野にも後に妙文寺と称される寺庵を営んだとされているが、このように鎌倉末、南北朝の越前において日蓮宗の布教活動が活発に展開されていたことは、充分に注目すべきことであろう。と同時に、この妙泰寺の創建に關しても、西大道という北陸道往還に面した位置が選ばれていることに留意すべきであると思われる。

注1 「大谷寺文書」第二五号、文明十年十二月二十五日大谷寺年中行事(「福井県丹生郡誌」資料編)。

- 2 「本化別頭仏祖統記」第一八卷(「大日本史料」第六編之二二)。
- 3 「妙泰寺文書」縁起(「福井県南条郡誌」所引)。

(四)

脇本庄に關するこれまでの検討で明らかになつたところを、最後に簡単にまとめておきたい。

脇本庄は、戦国末期の村落名でいえば、脇本・清水・東谷・西大道・東大道の五ヶ村によつて構成されていた。あるいはもう少し広い領域に及んだかもしれないが、少なくとも右の五ヶ村がその中心的位置にあつたことは確かである。

脇本庄が国衙領から立庄されたのは、たぶん待賢門院の時代(十二世紀前半期)であつたであろう。本所職は待賢門院が管領し、やがてその祈願所(竹林寺または真如院)の所領に寄進されていることが知られた。それからまもなくして、領家職は熊野社に給与されたと覺しく、これにあわせて在地にはその分社が勧請さ

れたものと推測される。ついで脇本庄は、上西門院―宣陽門院と伝領されたと思像され、この十三世紀前半期の宣陽門院の時代になって、脇本庄は法金剛院領に組み込まれることになったのである。

法金剛院領に属した脇本庄は、その後、後深草天皇―伏見上皇―後伏見上皇―光厳上皇―広義門院―崇光上皇―後小松天皇というように、持明院統に伝領され、南北両皇統の統一後は、後花園天皇以下の天皇が管領するところとなったのであった。なお後伏見上皇が本所職として法金剛院領を管領した十四世紀前期に、大覚寺統の後醍醐天皇が脇本庄の知行に關与する事件があつたが、本所職の領有権そのものの改変にまでは至らなかつたと見ておいてよいであらう。

脇本庄の領家職については、待賢門院によつて十二世紀前半期に熊野社に寄せられたと推測されるが、その後、熊野社による領家職の領有は、十四世紀前期・同中期と確認することができ、恐らくそれに大きな変動はなかつたのであらう。

脇本庄の預所職として在地を知行した者としては、十四世紀前期に禎覚妻なる人物がおり、彼女はその権利を日野資朝妻と争論していることが知られた。争論がどのように結着したかは不明ながら、後醍醐天皇の治政下では日野資朝妻の方に利があつたであらう。しかし建武新政

の破綻後は、もとのごとくに禎覚妻ないしはその関係者に安堵されたものと思われる。ついで十四世紀中期の預所職としては坊門局が、またはるかに降つた十六世紀中期においては、小河坊城家、さらに長生軒とその後家千女が、脇本庄の預所職として検出することができた。

さらに降つて天正三年八月に至ると、脇本庄は織田信長によつて織田三郎なる人物に一職に宛行われていることが知られた。しかるにこの時、織田三郎に給与された六ヶ所の所領は、いずれもかつて禁裏領であつたという由来を持つことが推測されるので、この信長による所領の一職給与の前提として、これら所領の領有権があらかじめ禁裏から信長に委譲さ

れていた（むろん実態は武力的威圧による奪取であらう）と想定すべきではないかと考えられた。少なくとも、こうした政治的手続きを経ないことには、所領の一職知行は実現しないのではないかと思われるのである。

次に、脇本庄内に所在する熊野神社は、早くも十二世紀前半期には現在地に勧請されていたのではないかと推測され、十五世紀後期に至れば、越知山大谷寺で修行する修験者の潔斎の場として機能していることが知られた。また十三世紀末期には、日蓮宗僧の妙文によつて当庄内に妙泰寺が創建されているが、これら杜寺の当庄内における立地については、北陸道往還が当庄を貫通している点を重視すべきであると思われる。